

監査の結果（平成 26 年 12 月 1 日及び平成 26 年 12 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 25 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 26 年 8 月 4 日	平成 26 年 7 月 17 日	実地	3
2	危機管理監	平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年 7 月 4 日	実地	5
3	総務局	平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 7 月 24 日	実地	6
4	県立文書館	平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 7 月 24 日	実地	8
5	県立総合技術研究所	平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 7 月 24 日	実地	9
6	地域政策局	平成 26 年 8 月 6 日	平成 26 年 7 月 23 日	実地	10
7	環境県民局	平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年 7 月 4 日	実地	12
8	健康福祉局	平成 26 年 7 月 30 日	平成 26 年 7 月 15 日	実地	14

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	商工労働局	平成 26 年 7 月 29 日	平成 26 年 7 月 10 日	実地	16
10	農林水産局	平成 26 年 7 月 25 日	平成 26 年 7 月 9 日	実地	17
11	土木局	平成 26 年 8 月 5 日 平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年 7 月 16 日 平成 26 年 7 月 28 日 平成 26 年 9 月 10 日 平成 26 年 11 月 10 日 平成 26 年 12 月 10 日	実地	18
12	企業局	平成 26 年 7 月 22 日	平成 26 年 7 月 2 日	実地	21
13	病院事業局	平成 26 年 7 月 22 日	平成 26 年 7 月 2 日	実地	22
14	議会事務局	平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年 7 月 11 日	実地	23
15	選挙管理委員会事務局	平成 26 年 8 月 6 日	平成 26 年 7 月 23 日	実地	24
16	監査委員事務局	平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年 7 月 8 日	実地	25
17	人事委員会事務局	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 7 月 8 日	書面	26
18	労働委員会事務局	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 7 月 8 日	書面	27
19	収用委員会	平成 26 年 8 月 5 日	平成 26 年 7 月 16 日	実地	28
20	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 26 年 7 月 25 日	平成 26 年 7 月 9 日	実地	29
21	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成 26 年 7 月 25 日	平成 26 年 7 月 9 日	実地	30
22	教育委員会事務局	平成 26 年 7 月 24 日	平成 26 年 7 月 8 日	実地	31
23	県立埋蔵文化財センター	平成 26 年 7 月 24 日	平成 26 年 7 月 8 日	実地	33
24	警察本部	平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年 7 月 7 日	実地	34
25	警察学校	平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年 7 月 7 日	実地	35

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された佐々木委員及び宮委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数(平成26年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 58人
- エ 主な施策(平成25年度)
手数料徴収方法の見直し
会計事務の品質向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の物品について，備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。
(会計総務課)

借受物品	レジスター 63台
根拠	広島県物品管理規則第41条

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は，それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが，一部の産業廃棄物について処分の許可を有していない業者に，処分まで一括して委託していた。

また，産業廃棄物の収集運搬及び処分業務は，法令等で定める場合を除き他人に委託してはならないとされているが，処分業務の一部を他の業者へ再委託していた。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)

契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務(平成25年度)
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第16項

【検討要請事項】

小型家電の廃棄処分について

廃棄物処分業務においては、使用済パソコンなどの小型家電を含め、本庁各部局において不要となった物品を集約し、産業廃棄物として処分している。

上記処分方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく適正な処分方法であるが、使用済パソコンなど小型家電の処分については、平成 25 年 4 月 1 日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行され、消費者・事業者・市町等の関係者が協力し、国が認定した業者に委託して再資源化を促進する制度が開始されている。

当該制度に基づく処分については、法的義務はないものの、国の認定を受けた事業者（認定事業者）による個人情報漏えい防止対策など一定の安全性が確保されており、循環型社会の推進に寄与することから、関係部局と連携の上積極的な活用を検討していただきたい。（総務事務課）

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課

課名	危機管理課, 消防保安課
----	--------------

ウ 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 41 人

エ 主な施策 (平成 25 年度)

地域の災害対処能力の向上

県・市町の災害対処能力の向上

保安体制の充実

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

防災対策を強化する仕組みづくりについて

県では、この度の土砂災害を契機に、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めている。

この取組は、自助・共助の観点から極めて重要なものであるが、こうした取組に加え、本県が全国一の土砂災害危険箇所を有するという特殊性に鑑み、こうした災害を予見し、未然に防ぐ取組も重要である。

この度の災害発生直後から学識経験者等が現地を訪れ、専門的見地から意見が述べられているところであるが、今後は、こうした専門家も含め産学官が共同して、土砂災害の原因究明や効果的な防災対策などの研究、過去の災害対応に係る検証等に取り組むことができる体制整備が必要と考えられる。

三重県では、平成 26 年 4 月、同県と国立大学法人三重大学が共同でシンクタンク機能を併せ持った「みえ防災・減災センター」を設立し、県内外の研究機関との連携のもとに、防災人材の育成・活用、災害・防災等に関する調査研究、情報の収集発信などの取組を行っている。

本県においても、先進事例を参考に、日本一の土砂災害対策県をめざして、防災対策を強化する仕組みづくりを進めていただきたい。(危機管理課)

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算，税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12 課 1 チーム

課 名	総務課，秘書課，人事課，業務プロセス改革課，福利課， 財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 地方分権推進課，広報課，統計課，研究開発課
-----	---

- ウ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 279 人

- エ 主な施策（平成 25 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
広島型分権改革の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，（ア）及び（イ）のとおり不適正な事務処理が行われていた。
適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

契約名	平成 25 年度県庁舎汚水槽・雑排水槽，屋外排水桝等清掃に伴う汚泥処分業務委託
-----	---

（ア）中間処分場及び最終処分場の所在地，処分方法並びに施設の処理能力が契約書に記載されていなかった。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号
----	--

（イ）受託者の産業廃棄物処分業許可証の写しが契約書に添付されていなかった。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 4
----	--

イ 公募型プロポーザルにより執行した委託契約の事務処理について

公募型プロポーザルにより執行した委託契約において、不適正な事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行伺が作成されていなかった。

業務名	<ul style="list-style-type: none">広島県緊急雇用対策基金事業平成 25 年度県有施設データベース構築委託業務（財産管理課）尾道地域医療連携推進特区に係る評価分析調査業務（経営企画チーム）環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務（経営企画チーム）
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領（平成 25 年 3 月 15 日制定）参考資料

(イ) 公募型プロポーザル参加希望者に対する参加資格要件の確認結果の通知を文書でなく口頭で行っていた。

業務名	<ul style="list-style-type: none">尾道地域医療連携推進特区に係る評価分析調査業務（経営企画チーム）環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務（経営企画チーム）
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領 13 公募型プロポーザル参加資格要件の確認

ウ 重要物品の管理について

次の重要物品について、平成 25 年度までに廃棄しているにもかかわらず、職員調査日現在、不用の決定及び廃棄の手続を行っていない。適正な事務処理に努められたい。

（業務プロセス改革課）

物品名	<ul style="list-style-type: none">ハブ 1 台電源装置 2 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

【改善を求める事項】

委託契約における履行確認について

広島県緊急雇用対策基金事業「平成 25 年度県有施設データベース構築委託業務」及び環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務（平成 25 年度）において、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。精算額に誤りはなかったものの、適切な事務処理を行う必要がある。（財産管理課，経営企画チーム）

4 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書, 古文書その他の記録(以下「文書等」という。)の収集, 整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数(平成26年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 6人
非常勤職員数 8人
- エ 主な事業実績(平成25年度)
- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理(平成26年4月1日現在)
行政文書約57,000冊, 行政資料約100,000冊, 古文書約257,000点
マイクロフィルム約236万コマ, 複製資料約40,000冊, 図書約22,000冊
 - 利用状況

(単位:人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
5,798	1,207	415	2,177	1,933	66

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 8 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

イ 組織体制 6課1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課， 中山間地域振興課，市町行財政課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（平成26年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 95人

エ 主な施策（平成25年度）

総合的な地域づくりの推進，広島都市圏の中核拠点性向上の取組，地域情報化の推進

都市活性化施策の推進

過疎対策の推進，交流・定住の促進，圏域内の交流を支える交通基盤の強化

基礎自治体の自立へ向けた取組への総合的支援，権限移譲の推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 金庫の管理について

執務室内に設置してある金庫の1つが開錠できなくなっていた。金庫の中を確認するとともに，適正な管理に努められたい。（地域政策総務課）

イ 郵便切手の取扱いについて

郵便切手の使用については，使用課（国際課）が郵便切手受払簿（以下，「受払簿」という。）に記載せず，また幹事課（地域政策総務課）も使用課の受払簿に決裁を行わないまま，郵便切手の受払及び使用を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

なお，幹事課において作成される郵便切手使用簿は適正に処理されていた。

（地域政策総務課，国際課）

根拠	郵便切手類の管理について （平成23年11月29日付け 会計管理者（総務事務課）通知）
----	--

ウ 委託契約の事務処理について

次の委託契約について，公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行何が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

（地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，国際課）

委託業務名	公共交通機関の乗換に関する事業者等の自己改善の仕組み構築支援業務 ひろしま発人材集積促進プロジェクト運営業務 広島県平和支援メカニズム構築業務
根拠	公募型プロポーザル事務処理要領（平成 25 年 3 月 15 日制定）参考資料

7 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務
- イ 組織体制 11 課

課 名
環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課

- ウ 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)
 常勤職員及び再任用職員の合計 152 人

- エ 主な施策 (平成 25 年度)
- 私学教育の振興
 - 高等教育機能の向上
 - 青少年の健全育成と若者の自立支援
 - 文化・芸術の振興
 - 人として互いに尊重する社会づくり
 - 男女共同参画社会づくり
 - 地球温暖化の防止
 - 地域環境の保全
 - 自然環境の保全と活用
 - 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続がされていないものや遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(文化芸術課)

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料 (年額)
土地 (広島県民文化センター)	電柱 (1 本)	平成 26 年 4 月 30 日	収入手続未了 (平成 26 年 7 月 4 日職員調査確認時)	1,500 円
	電力ケーブル	平成 26 年 4 月 30 日		1,500 円
建物 (広島県民文化センター)	自動販売機	平成 26 年 4 月 30 日		6,500 円
	携帯電話用基地局設備	平成 26 年 4 月 30 日		7,500 円
建物 (広島県民文化センターふくやま)	携帯電話用基地局設備	平成 26 年 4 月 30 日		4,500 円
	自動販売機	平成 26 年 4 月 30 日		27,810 円
	伝送用マイクロ送信機	平成 26 年 4 月 30 日	13,610 円	
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

イ 普通財産の貸付料の徴収について

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(自然環境課)

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料(年額)
土地(大仙地区用地)	電柱(本柱2本等)用地	平成26年4月30日	平成26年5月13日	2,420円
	電柱(本柱34本等)用地	平成26年4月30日	平成26年5月13日	58,600円
	送電用鉄塔用地	平成26年4月30日	平成26年5月13日	273,460円
	水道管等用地	平成26年4月30日	平成26年5月13日	4,080円
	広島空港進入灯用地	平成26年4月30日	平成26年5月13日	5円
根 拠	不動産貸付要領第5			

【改善を求める事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料徴収については、平成24年度監査において適正な事務処理に努めるよう指摘しているところであるが、今回監査においても平成24年度に続いて収入手続が行われていないものなどがあつた。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、事務処理方法について再点検するなど、適正な事務処理が行われるよう取り組む必要がある。(文化芸術課)

8 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 15 課 1 プロジェクトチーム 289 人
(平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	健康福祉総務課，こども家庭課，働く女性応援プロジェクト・チーム，被爆者支援課，医務課，医療政策課，がん対策課，医療保険課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課，高齢者支援課，介護保険課
----	--

- ウ 主な施策（平成 25 年度）

地域医療体制確保事業
医療連携情報ネットワーク整備事業
ドクターヘリの導入事業
感染症・疾病管理センター（仮称）事業
「がん対策日本一」推進事業
高精度放射線治療センター（仮称）等整備事業
地域包括ケア推進事業
児童虐待防止特別対策事業
待機児童緊急対策事業
多様な保育ニーズ対策等強化事業
次代を担う子ども・子育て支援事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，仕様書に記載した委託業務の一部に本来委託する内容とは異なった契約書を作成していた。また，受託者から提出された実績報告書について，契約書の仕様書と一部異なっていることに気付かないまま検査を行っていた。適正な事務処理に努められたい。（医療政策課）

契約名	小児救急医療電話相談事業委託（平成 25 年度）
-----	--------------------------

イ 消費税率変更に伴う契約変更について

次の契約において，消費税率変更に伴う契約額の変更について，受託者と変更しないことで同意し支出していたが，契約の変更を行い消費税を転嫁すべきであった。適正な事務処理に努められたい。（健康対策課）

契約名	感染症患者移送保守管理業務（平成 25～27 年度）
根拠	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 3 条第 1 項

【改善を求める事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年度決算額]	参 考 [平成 24 年度決算額]
平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業補助金に係る加算金（障害者支援課）	1 件 15,408,000 円	0 人 0 円

イ 返還金及び負担金の徴収について

次の歳入において、5月29日、30日を納期限とした納入通知書を送付しているが、県が歳入を確認できるまでに日数を要することから、結果的に収入未済となっていた。今後は、こうした処理期間を考慮した納期限とするとともに、早期の納入通知書の発行に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年度決算額]	参 考
平成 25 年度障害者自立支援特別事業補助金に係る返還金（障害者支援課）	1 件 5,000 円	
平成 25 年度障害者総合支援事業者情報管理システム負担金（障害者支援課）	11 件 1,486,872 円	

9 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 11 課 2 プロジェクト・チーム

課名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、職業能力開発課、産業政策課、産業人材課、次世代産業課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課、海の道プロジェクト・チーム
----	---

- ウ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 204 人
- エ 主な施策（平成 25 年度）
多様な創業・事業化を支援する体制の整備
創業・事業化を促進する金融、経営、技術開発等による支援
ものづくり産業の高度化の支援
産業クラスターの形成
「ひろしまブランド」「瀬戸内ブランド」の国内外への浸透と観光産業の高度化
アジアとの経済交流の拡大
新たな価値を創造する人材、グローバル化に対応し、活躍できる人材の育成
県内企業のグローバル化に対応できる海外人材の積極的な確保
若年層の転出超過に歯止め、就職等での U・I ターン促進
若年者・高齢者・障害者に対する就業支援
活力を生み出す中山間地域の未来創造
国際競争の激化等による県内経済への影響対策
緊急雇用対策

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

出資法人の資金の運用について

商工労働局所管の出資法人である株式会社ひろしまイノベーション推進機構については、当該出資法人の監査時（平成 25 年 2 月執行）に、県の出資に基づく資本金などの資金については、すべて普通預金で運用を行っていたため、可能な限り効率的な運用に努めていただくよう付記したところであるが、監査日現在においても効率的な運用には至っていなかった。

広島県出資法人指導・調整要綱に基づき、出資者としての立場から、当該出資法人の資金の運用について、適切な調整を行う必要がある。（産業政策課）

10 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課

課名	農林水産総務課，団体検査課，農業担い手支援課， 農業産地推進課，販売推進課，農業技術課，畜産課，水産課， 林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課
----	--

ウ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 262 人

エ 主な施策（平成 25 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 補助金の額の確定について

次の補助金の額の確定については、特段の理由もなく実績報告書の提出から額の確定までに 4 か月余りの期間を要している。平成 22 年度の「県単独補助金に係る監査」でも意見をしているところであるが、特に精算払により補助金を支出する場合には、適切な期間で額の確定を行う必要がある。（水産課）

補助金名	平成 25 年度広島かき生産出荷体制強化事業補助金（ノロウイルス検査分）
実績報告書提出日	平成 25 年 12 月 24 日
額の確定日	平成 26 年 5 月 7 日

イ 特別会計に係る財務書類の作成・公表について

これまで一般財団法人広島県農林振興センターで進められてきた分収造林事業が、平成 26 年度から県営林事業費特別会計に移管され、県では「第 1 期広島県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、この計画においては、損益計算書ベースの収支計画は作成されているが、貸借対照表や資金収支計画が作成されていないため、資産や負債の状況等が把握できない。

今後、これらについても作成・公表し、さらなる財務情報の開示に取り組んでいただきたい。（農林水産総務課，森林保全課）

11 土木局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

- イ 組織体制 17 課

課 名	土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 384 人

- エ 主な施策（平成 25 年度）

広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
防災・減災対策の充実・強化
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
インフラ老朽化対策の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，完成検査で合格としながらも，簡易な改善措置を指示していた。また，この措置が完了する前に，引渡書を受領していた。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）

契約名	芦田川浄化センター水処理 16 池他（電気）設備工事（平成 24～25 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 41 条第 4 項

【改善を求める事項】

ア 現金の管理について

平成 26 年 12 月 3 日に，港湾振興課の金庫で保管している県の公金 95,500 円が紛失していることが判明し，速やかに警察署に被害届を提出しているところである。

7 月 16 日に行った監査では，平成 26 年度の現金出納簿は保有現金と一致しており，また，金庫の鍵は施錠できる引き出しに保管しているとの回答を得ていたが，改めて確認を行ったところ，これらの事務処理において，次のような問題があった。

- ・ 現金出納簿に記載の金額と実際の現金の保管状況の確認を怠っていたこと。
- ・ 金庫の鍵は、施錠できる机の引き出しに保管していたが無施錠のままとなっていたこと。

については、現金の管理において、金庫の鍵は施錠できる場所に必ず施錠の上保管するとともに、現金出納簿と実際の現金の保管状況を出納の都度及び月ごとに確認するなど、厳格な管理に努める必要がある。(港湾振興課)

イ 道路・河川等占用料の請求漏れについて

道路・河川等の占用許可に係る占用料について、土木局が調査したところ、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で合計 86 件、1,894,074 円の請求漏れが判明した。

この請求漏れを受けて、監査委員が、占用許可の事務を行っている建設事務所を調査したところ、上記の判明分以外にも新たな請求漏れがあることが確認されたところである。

これらの請求漏れが生じた原因については、土木局においても分析を行っているところであるが、特に次のような問題がある。

- ・ 占用許可事務で使用している公物占使用許可システム（以下「システム」という。）において、占用料を徴収する必要があるもので占用許可期間内であるにもかかわらず、収入手続が行われていない案件に対する警告を発する機能や検索機能がないこと。
- ・ 大口占有者に対する徴収を一本化するため、毎年許可更新を行い、更新以前の許可分に新規の占用許可の追加及び撤去された占用物件の整理を行い、複数の許可を一件にとりまとめて更新手続を行っているが、システムに名寄せ機能がないことから、担当職員が手作業で行っていること。
- ・ これらの作業が担当者任せとなっており、上司等によるチェックが徹底されていないこと。

については、請求漏れに係る原因の分析を十分に行うとともに、建設事務所における占用許可の事務処理の標準化を図り、その上で、財務会計システムとの連携を含めたシステムの改修を検討するなど再発防止に早急に取り組む必要がある。(道路河川管理課、港湾振興課)

ウ 適時、適切な情報の提供について

占用料の請求漏れは歳入に影響するものであるが、土木局において 6 月にその事実を把握しながら、8 月 5 日に実施した委員監査やその後の決算審査作業において、何ら報告がなされなかったことは極めて遺憾である。

今後は、こうした事態が生じた場合、速やかな情報の提供に努める必要がある。(道路河川管理課、港湾振興課)

エ 委託業務の執行手続について

公営住宅に係る広島県・広島市連携に関するアドバイザー業務（平成 25 年度）において、随意契約の相手方として選定した者以外にも業務委託の受託が可能なたったにもかかわらず、特定の者と随意契約を行っていた。適切な執行方法により業務委託を行う必要がある。(住宅課)

オ 県単独補助金の額の確定事務について

港湾振興補助金（平成 25 年度）の額の確定事務において、補助事業者から提出された実績報告書等に基づいて額を確定しているが、報告された実績額の裏付けとなる支出証拠書類の写しが添付されておらず、現地調査も実施されていなかった。

平成 22 年度の「県単独補助金に係る監査」でも意見をしているところであるが、補助金の額の確定に当たっては、実績報告書に記載された収支などの数値そのものの正確性について、客観的な確証が得られないことから、事業量や事業費の多寡に応じて、確認する項目や期間を絞り込むなどの工夫を行い、出納簿、領収書等との照合など一定の経理審査を実施する必要がある。（港湾振興課）

カ 特別会計に係る財務書類の作成・公表について

昨年度の本庁監査意見で、公営企業に係る特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたところである。

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとしていないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の新たな会計基準により試算を行い、平成 25 年 12 月に貸借対照表が作成、公表されたところである。今後は、より一層の説明責任を果たしていく上からも、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類を作成・公表し、県民や議会によるガバナンスの向上を図っていただきたい。

また、総務省の「地方公営企業法の適用に関する研究会」において、適用範囲の拡大についての考え方が示され、下水道事業は、その適用の必要が高い事業とされていることから、流域下水道事業費特別会計についても、財務書類を作成・公表していただきたい。（土木総務課、港湾振興課、下水道公園課）

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務

- イ 組織体制 3 課

課 名	企業総務課, 土地整備課, 水道課
-----	-------------------

- ウ 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

公営企業 管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 51 人

- エ 主な施策 (平成 25 年度)

県営水道送水ルート強化整備事業

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

延滞金の調定について

県が債務者との間で「金銭債務承認抵当権設定契約」を締結し債権として認識している土地の売却代金の延滞金について、債権管理簿に記載し管理は行われているものの、収入の調定が行われていなかった。収入の調定を行い、未収金として計上する必要がある。(土地整備課)

【検討要請事項】

ア 土地造成事業の今後の取組について

土地造成事業は、土地売却収益が土地売却原価を下回る状況が 9 年続いており、土地分譲収入で企業債を全額償還するのは困難な状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、企業債の償還財源の確保を図るとともに、土地の分譲促進や未着手用地等の活用努めていただきたい。

また、地方公営企業会計制度については、平成 26 年度予算及び決算から、新たな会計基準が適用され、分譲見込価格が帳簿価格を下回る現在の状況では、多額の評価損が計上され、債務超過となることが貸借対照表に明確に表れるため、今後の土地造成事業の在り方や企業債償還計画などについて、県民への説明責任を果たしていただきたい。(土地整備課)

イ 建物等の貸付に係る会計処理について

箕島地区廃棄物処理施設の貸付料は、営業外収益として計上されているが、当該施設の減価償却費は営業費用として計上されているため、収益と費用の計上区分が対応していない。収益と費用の計上区分が対応する形で処理が行われるように、広島県公営企業財務規程の改正を行うことを検討していただきたい。(企業総務課)

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14 人
- エ 主な施策（平成 25 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 66 人 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4 課

課 名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
-----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 42 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 衆議院議員，参議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務
明るい選挙の推進に関する事務
政治資金に関する事務
政党助成に関する事務

(イ) 職員数（平成26年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約の事務処理について

次の委託契約について，公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行何が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	平成25年11月10日執行予定の広島県知事選挙等臨時啓発事業
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領（平成25年3月15日制定）参考資料

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 18 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局，人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務
人事行政に関する調査に関する事務
給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課，公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 26 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 6人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，教育改革推進課，義務教育指導課，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成26年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 339人

非常勤職員数 17人

ウ 主な施策（平成25年度）

「知・徳・体」の「基礎・基本」の徹底
学校教育を支える基盤の強化
グローバル社会に生きる力の育成
特別支援教育の充実
ことばの教育・キャリア教育の充実
多様な主体の社会参画
生涯学習・社会教育の振興
文化・スポーツの振興
教育委員の活動の充実と戦略的広報の展開

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年度決算額]	参 考 [平成 24 年度決算額]
地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	235 人 75,681,057 円	238 人 70,778,045 円
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出 金償還金 (高校教育指導課)	681 人 58,723,819 円	506 人 49,341,300 円

【検討要請事項】

アプリケーション・ソフト導入用プリペイドカードの有効活用等について

広島商業高等学校において、タブレット型端末導入を前提として、教育委員会の指示により平成 23 年度にプリペイドカード 314 枚を購入し保管しているが、現在でもタブレット型端末導入の目途がたっておらず、プリペイドカードは使用されないままとなっている。他の県立学校での使用等プリペイドカードの有効活用を図るよう検討を要請したところである。

なお、タブレット型端末が導入されなかったのは、情報基盤（LAN回線容量等）が不十分であったことが要因であり、このことは事前に容易に確認できたことから、今後の予算執行に当たっては事前の調査・調整を徹底していただきたい。

また「日本一の教育県の創造」を目指す中で、ICTを活用した教育の推進は重要な課題であり、これに係る環境の整備を推進していただきたい。（学校経営支援課，高校教育指導課）

23 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成26年4月1日現在）

常勤職員数 6人（専任職員なし，兼務職員6人）

エ 主な事業実績（平成25年度）

- ・ 出土遺物の保存処理 202点，出土遺物等の貸出 278点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 安全安心推進課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成26年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,662人

エ 主な施策 (平成25年)

「なくそう犯罪」ひろしま新アクションプランの推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 暴力団等の組織犯罪対策・犯罪インフラ対策の推進
 交通事故抑止総合対策の推進
 少年非行防止総合対策の推進
 災害、テロ等緊急事態対策の推進
 県民の期待に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

契約名	淀水西交差点ほか2か所 信号機新設工事（平成25年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第8条第1項第2号

25 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成26年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 204人
- オ 主な事業実績（平成25年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	136
		その他	10か月	4か月	—	2	72
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	157
		その他	3か月	—	4か月	2	62
	一般職員初任科		2週間（前期1回・後期1回）			1	17
	特別課程 （航空機操縦士）		4週間			1	1
小 計			—			10	445
任用時教養	巡査部長任用科		12日間			1	15
	警部補任用科		12日間			2	29
	部門別任用科		12～28日間			5	130
各種専科			4～18日間			49	861
小 計			—			57	1,035
合 計			—			67	1,480

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。